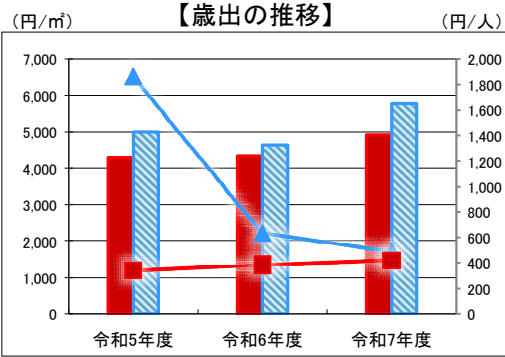


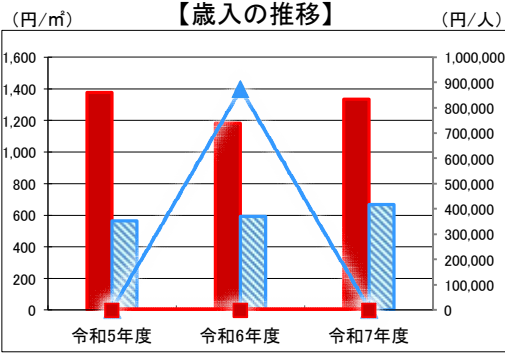
施設カルテ(現況用)									
施設番号		682.1		基準日 令和8年3月31日					
施設基本情報									
施 設 名		船迫公民館							
所 在 地		柴田町東船迫1丁目8-1							
担 当 課		スポーツ文化振興課		地 区 名		28			
財産区分		行政財産		避難所指定		無			
施設用途(大分類)		社会教育系施設		施設用途(中分類)		公民館等			
開庁・開館時間		9:00～17:00							
閉庁・休館日		毎週月曜日・12月28日～1月4日							
運営管理者		柴田町教育委員会							
管理形態		直営		延床面積(㎡)		648.16			
配置形態		単独施設		建築面積(㎡)		—			
土地所有		町		敷地面積(㎡)		2,920.18		全棟数 3 棟	
供用開始日		平成3年6月13日		駐車可能台数		20台(駐輪場30台)			
設置根拠		柴田町公民館条例及び柴田町公民館規則							
環境性能 (バリアフリー情報)		スロープ 対応		多目的トイレ 対応		エレベーター 未対応		自動ドア 対応	
						点字ブロック 対応		手すり 未対応	
								その他 —	

財務情報 ※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります

●歳出(人件費を除く) (千円)				
区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
維持管理にかかる経費	2,781	2,814	3,192	
内 電気代	606	590	582	
内 ガス代	14	17	17	
内 燃料代	39	35	41	
内 上下水道代	282	284	283	
内 その他光熱費	0	0	0	
内 維持保全費	1,004	1,888	1,719	
内 工事費	836	0	550	
内 運営委託料(指定管理料含む)	0	0	0	
内 土地・建物の使用料	0	0	0	



●歳入 (千円)				
区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
使用料等の収入	892	765	864	
内 使用料	892	765	864	
内 財産貸付料	0	0	0	
内 補助金・負担金	0	0	0	
内 その他	0	0	0	

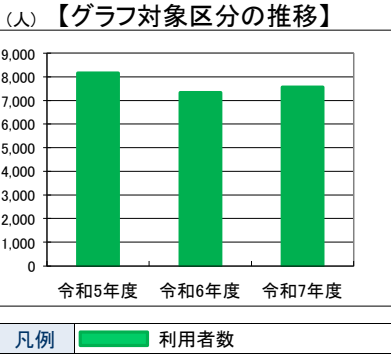


●施設用途内コストランキング(歳出-歳入、金額の高い順)				
施設大分類	社会教育系施設			総施設数 8
区 分	総額(千円)	円/㎡	円/人	
令和5年度	1,888	第1位	2,913	第2位
令和6年度	2,048	第1位	3,160	第2位
令和7年度	2,328	第1位	3,592	第1位

凡例 当該施設 延床面積あたり 1人あたり
分類平均 延床面積あたり 1人あたり

供給情報

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対象
利用者数	8,151	7,331	7,562	◆
利用日数	287	279	283	



特記事項

施設メモ

施設カルテ(建物情報一覧 1～50)													
基準日 令和8年3月31日													
施設基本情報													
施 設 名		船迫公民館											
所 在 地		柴田町東船迫1丁目8-1											
建物(棟) 基本情報													
ID	建物名称	今後の方針	主体構造	建築年月日	法定耐用年数	経過年数	老朽化率(%)	階数		延床面積(m ²)	耐震基準	耐震診断	耐震改修
								地上	地下				
1	公民館	継続	鉄骨造	平成3年4月20日	34	35	100.0	1	0	617.44	新	—	—
2	物置	継続	鉄骨造	平成3年4月20日	24	35	100.0	1	0	9.72	新	—	—
3	自転車置き場	継続	鉄骨造	平成3年4月20日	24	35	100.0	1	0	21.00	新	—	—
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													

基準日 令和8年3月31日